



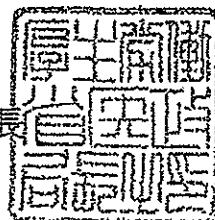
医政発第0330019号

薬食発第0330009号

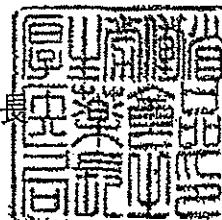
平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



医療安全管理者的業務指針および養成のための  
研修プログラム作成指針の送付について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、医療安全対策検討会議の下に設置された、「医療安全管理者の質の向上に関する検討作業部会」において、「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」が別添の通り作成されたのでお知らせいたします。

本指針の内容をご確認の上、都道府県等、各医療機関、医療関係団体等において、本指針が幅広く活用され、医療の質の向上と安全の確保が図られますよう、貴管下医療機関等に対し、周知方お願いいたします。

## 「医療安全管理者の業務指針および 養成のための研修プログラム作成指針」について

### I. 指針作成の目的

現在、医療安全管理者の業務指針の作成および教育・研修の実施においては、各医療機関および医療関係団体がそれぞれの立場で取り組んでいる。しかしながら、基本的な考え方や、その内容は様々である。

本作業部会では、

- 1) 医療の質の向上と安全の確保を目的とした、医療安全管理者の業務指針
- 2) その業務内容に応じた医療安全管理者養成のための研修プログラム作成指針を作成した。

本指針は、個々の医療機関において医療安全管理者の業務を検討する際、あるいは関係団体等が医療安全管理者の養成のための研修を行う際の参考に資することを目的としている。

### II. 医療安全管理者の業務指針

本指針の概要は以下のとおりである。

#### 1. 医療機関における医療安全管理者の位置づけ

医療安全管理者とは、各医療機関の管理者から安全管理のために必要な権限の委譲と、人材、予算およびインフラなど必要な資源を付与されて、管理者の指示に基づいて、その業務を行う者とする。

#### 2. 本指針の位置づけ

本指針は、安全管理を行うことを主たる業務とする医療安全管理者のための業務指針であり、安全管理以外の業務に従事しているか否かに拘わらず、医療安全管理者として行うべき業務を明確にするものである。

#### 3. 医療安全管理者の業務

- 1) 安全管理体制の構築
- 2) 医療安全に関する職員への教育・研修の実施
- 3) 医療事故を防止するための情報収集、分析、対策立案、フィードバック、評価
- 4) 医療事故への対応
- 5) 安全文化の醸成

### III. 医療安全管理者の養成のための研修プログラム作成指針

本指針の概要は以下のとおりである。

#### 1. 本指針の位置づけ

医療安全管理者の養成研修を計画するにあたり、基本的な事項を盛り込んだ。

## 2. 研修プログラムの企画についての考え方

- 1) 研修プログラムにおいては、下記の4に述べる医療安全管理者が研修において習得すべき基本的事項の全てを盛り込むことが必要である。
- 2) 医療安全管理者には実践能力が特に求められるため、研修の方式としては、講義のみならず演習を加えることが必要である。

## 3. 研修の対象者

現在、医療機関の中で医療安全管理者として医療機関全体の医療安全管理に携わっている者、または、医療安全管理者としてその任にあたる予定のある者。

## 4. 研修において習得すべき基本的事項

- 1) 医療安全の基本的知識
- 2) 安全管理体制の構築
- 3) 医療安全についての職員に対する研修の企画・運営
- 4) 医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価
- 5) 事故発生時の対応
- 6) 安全文化の醸成

## 5. 医療安全管理者の継続的学習について

### 医療安全管理者の質の向上に関する検討作業部会委員

鮎澤 純子	九州大学大学院医学研究院助教授
飯田修平	練馬総合病院長
石川雅彦	国立保健医療科学院政策科学部長
河野龍太郎	東京電力(株)技術開発研究所 ヒューマンファクターグループマネージャー
木下勝之	(社)日本医師会常任理事
楠本万里子	(社)日本看護協会常任理事
佐藤秀昭	石巻市立病院薬剤部門長
嶋森好子	京都大学医学部附属病院看護部長
寺井美峰子	聖路加国際病院医療安全管理室 専任リスクマネージャー
福永秀敏 (部会長)	国立病院機構南九州病院長

◎ 五十音順